

# 滝上町からのお知らせ（5月16日現在）

## 新型コロナウイルス感染症対策について

5月14日（金）、政府は北海道内において新型コロナウイルス感染症の新規感染者が急増し、医療体制がひっ迫している状況を鑑み、北海道に『緊急事態宣言』を発令しました。

これにより、北海道は感染状況に応じ、地域別に措置を講じることとし、感染防止対策の徹底を要請しています。本町においては、北海道からの要請に基づき、次のとおり感染防止対策を行うこととしますので、町民・事業者の皆さまにはご協力をお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態措置

期 間	5月16日（日）～5月31日（月）
内 容	以下の感染防止対策にご協力ください

### 【町民】

#### ◆不要不急の外出や移動の自粛（特に、平日の日中・休日）

※通院、生活必需品の買い出し、職場への出勤や屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除きます。

※特に、以下の道内市町村及び他の都道府県との往来については慎重に判断してください。

北海道特定措置区域(重点的に感染防止対策を講じる地域)

札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市  
当別町・新篠津村・小樽市・旭川市

#### ◆午後8時以降の外出自粛

#### ◆飲食の場面における『黙食』の実践

（4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）

### 【飲食店】

#### ◆営業時間の短縮：午前5時から午後8時まで

#### ◆酒類提供時間の短縮：午前11時から午後7時まで

### 【公共施設】

#### ◆開館時間の短縮：午後8時まで

#### ◆利用者の制限：原則、町民のみの利用とする

※商業・観光施設は利用者制限の対象外とします。

※制限対象外の施設については、裏面を参照ください。

このお知らせに関するお問い合わせ先：滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部 感染症対策部（保健福祉課） ☎29-2111(216・234)

裏面もご覧ください